

令和8年度寒河江市若者定着支援未来創成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の市内回帰を促進し、もって定住人口の増加を図るため、奨学金の返還に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 次の高等教育機関をいう。
 - ア 大学院（修士課程に限る。）
 - イ 大学
 - ウ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る。）
 - エ 短期大学
 - オ 専修学校専門課程
- (2) 奨学金 大学等在学中に貸与を受けた日本学生支援機構の第1種奨学金又は第2種奨学金をいう。
- (3) 西村山地区 寒河江市、河北町、西川町、朝日町及び大江町の1市4町をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第5条に規定する交付申請書の提出時点（以下「申請時点」という。）において奨学金を返還している者で、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 令和8年1月1日から第5条に規定する交付申請書の提出日までに西村山地区外から寒河江市内に転入した者で、転入の日前1年間において西村山地区内に住所を有していないこと。
- (2) 転入後8年以上継続して寒河江市内に居住する意思があると認められること。
- (3) 本人又は配偶者の親（以下「親」という。）が、申請時点において1年以上西村山地区内に住所を有していること。
- (4) 本人若しくは配偶者のいずれか又はその双方が転入前及び転入後に就業していること。
- (5) 民間機関の支援を含む他の奨学金返還支援事業（県が実施する、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業Uターン促進枠（以下「県実施事業Uターン促進枠」という。）除く。）の支援を受けていないこと。
- (6) 奨学金の返還を延滞していないこと。
- (7) 市税等を滞納していないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、申請時点における奨学金の返還残額又は奨学金の貸与を受けた月数（72月を上限とする。）に26,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額（補助対象者が西村山地区を除く県内の他市町村から転入した場合は、算出した額に2分の1を乗じて得た額）を上限とする。（以下「上限額」という。）

- 2 県実施事業Uターン促進枠の交付決定を受けている場合は、前項に規定する上限額から当該交付決定額を差し引いた額を上限とする。
- 3 補助金の交付は年度ごとに行い、交付期間は上限額に達する年度（以下「最終年度」という。）までとする。この場合において、各年度の補助金の交付額は、それぞれ単年度の奨学金の返還額に相当する額（繰上げ返還による返還額

を除く。)とし、最終年度の補助金の交付額は、上限額から前年度までの補助金の交付額を差し引いた額とする。

4 前項に規定する奨学金の返還残額は、奨学金の利子分を含めないものとする。

(補助金等交付申請書)

第5条 新たに補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第5条の規定にかかわらず、4月1日から翌年2月末日までに、寒河江市若者定着支援未来創成事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍の附票の謄本又は除かれた戸籍の附票の謄本(転入の日前1年間の住所を確認できるもの)
- (2) 日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書及び奨学金貸与証明書
- (3) 日本学生支援機構が発行する返還金内訳表及び入金一覧表(第2種奨学金の場合に限る。)
- (4) 西村山地区内に住所を有する親の住民票抄本
- (5) 補助対象者又はその配偶者の在職証明書、確定申告書の写し、住民税申告書の写し又は個人事業の開業等届出書の写し
- (6) 転入前の就業実績を確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前年度から引き続き補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書、確定申告書の写し、住民税申告書の写し又は個人事業の開業等届出書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 最終年度の補助金の交付を受けようとする者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還証明書（最終年度に発行されたもの）
- (2) 居住状況の調査に係る同意書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等実績報告書）

第6条 補助対象者は、市長が別に定める日までに、規則第14条の規定にかかわらず、寒河江市若者定着支援未来創成事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 通帳の写し等の交付対象年度に返還した奨学金の額を証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（決定の取消し）

第7条 市長は、規則に定めるもののほか、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 市外へ転出したとき（転出後に再度市内に転入したときを含む。）。
- (2) 市税等を滞納したとき。
- (3) 奨学金の返還が免除されたとき。
- (4) 補助対象者が決定の取消しを希望するとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を補助対象者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、既に額の確定があった補助金の全部又は一部の返還を補助対象者に命ずることができる。

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が

属する年度の翌年度の4月1日から起算して8年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。